

【オーストラリア】高等教育機関におけるジェンダーに基づく暴力の防止等に関する法律の制定

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

* 2025 年 8 月、教育大臣に高等教育機関におけるジェンダーに基づく暴力の防止等のための規範を制定する権限を与え、さらに、同規範に規定すべき要件等を定める法律が制定された。

1 背景

2017 年に豪州人権委員会が公表した、豪州の大学における性的暴行及びセクシュアル・ハラスメントの実態・まん延状況等に関する報告書¹によれば、学生の 21%が大学構内でセクシュアル・ハラスメントを経験し（2016 年）、同 1.6%が 2015 年又は 2016 年に少なくとも 1 回大学内（通学中を含む。）で性的暴行を受けたことが明らかになった。

このような状況を背景の一つとし、2022 年 11 月 16 日、連邦政府は、2008 年以来となる高等教育機関（大学、外国の大学の豪州分校等）に対する広範な観点からのレビュー（「豪州ユニバーシティ・アコード（Australian Universities Accord）」）を独立した専門家委員会に委託したことを発表した²。同レビューでは、約 1 年間にわたり調査・協議等が行われ、2023 年 7 月 19 日に中間報告³が、2024 年 2 月 25 日に最終報告⁴が公表された。

中間報告では、優先的に行動すべき 5 つの事項⁵が提言された。特に「優先行動 5」において、連邦政府に対し、直ちに州・準州政府と連携し「学生と職員の安全」等に重点を置いた大学の組織・運営体制の改善に取り組むことが求められた。これを受け「高等教育におけるジェンダーに基づく暴力（Gender-based Violence: GBV）への対処に関する行動計画」⁶が策定され、2024 年 2 月 23 日、連邦及び各州・準州の教育関係大臣の合意を得て公表された。同計画では、採るべき「7 つの行動」が示され、その第 3 において、連邦政府に対し、GBV の防止及び対応のための新たな連邦高等教育規範を導入することにより、この問題に関する高等教育機関の説明責任の強化を早急に図ることが求められた⁷。

2025 年 2 月 6 日、連邦高等教育規範の制定に関する法律案が連邦議会下院に提出されたが、同年 3 月 28 日、第 47 議会の閉会により廃案となった。同法律案は、同年 7 月 23 日、上院（第

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 10 月 9 日である。

¹ Australian Human Rights Commission, “Change the course: National Report on Sexual Assault and Harassment at Australian Universities,” 2017, p.18. <https://humanrights.gov.au/sites/default/files/document/publication/AHRC_2017_ChangeTheCourse_UniversityReport.pdf> 調査には豪州の 39 の大学から 3 万人以上の学生が回答を行った。

² Jason Clare, “Media Release: Universities Accord,” 2022.11.16. <<https://ministers.education.gov.au/clare/universities-accord>> 豪州ユニバーシティ・アコードの主要な検討事項は、次の 7 項目である。①現在及び未来における豪州の知識とスキルのニーズへの対応、②アクセスと機会（先住民、低所得者層等の高等教育へのアクセス向上等）、③投資と資金調達、④組織・運営体制、説明責任、コミュニティ（大学への規制や労働関係の改善等）、⑤職業教育訓練制度と高等教育システムの連携、⑥質と持続可能性、⑦新たな知識、イノベーション、能力の提供。Clare, *ibid.*

³ Australian Government, “Australian Universities Accord: Interim Report,” 2023.6.30. <<https://www.education.gov.au/download/16699/australian-universities-accord-interim-report/33941/document/pdf>>

⁴ Australian Government, “Australian Universities Accord: Final Report,” 2023.12.28. <<https://www.education.gov.au/download/17990/australian-universities-accord-final-report-document/36760/australian-universities-accord-final-report/pdf>>

⁵ Australian Government, *op.cit.*(3), pp.11-13.

⁶ Education Ministers Meeting, “Action Plan Addressing Gender-based Violence in Higher Education.” <<https://www.education.gov.au/download/17983/action-plan-addressing-gender-based-violence-higher-education/36856/document/pdf>>

⁷ *ibid.*, p.12.

48 議会) に再提出され、8 月 28 日、「ユニバーシティ・アコード (ジェンダーに基づく暴力の防止及び対応のための連邦高等教育規範) 法」⁸ が制定された (以下「教育規範法」)。

2 教育規範法の概要

(1) 構成・施行日

全 8 章 50 か条から成る。各章の構成は、第 1 章：序章 (第 1 条～第 8 条)、第 2 章：規制の基本原則 (第 9 条～第 13 条)、第 3 章：連邦規範 (第 14 条～第 18 条)、第 4 章：高等教育機関の義務 (第 19 条～第 24 条)、第 5 章：権限及び職員 (第 25 条～第 33 条)、第 6 章：法令遵守及び執行 (第 34 条～第 40 条)、第 7 章：情報管理 (第 41 条～第 44 条)、第 8 章：雑則 (第 45 条～第 50 条) である。施行日は、2025 年 8 月 29 日。主な内容は、次のとおりである。なお、本法は、連邦高等教育規範⁹ (以下「連邦規範」) 自体を定めるものではない。

(2) 連邦規範の目的・適用範囲等

連邦規範は、教育規範法を所管する教育大臣が委任立法¹⁰により制定することができる (第 15 条)。これは、規則等の委任立法の方が、変化する状況に対し政府が迅速に対応可能であること等の理由による¹¹。また、連邦規範の目的を、同規範制定により、次の事項を実現することと規定する。①職員及び学生の学習・就労・生活環境の安全等、②高等教育機関が GBV の防止、削減及び根絶に可能な限り努めること、③高等教育機関が全ての業務において GBV の防止等のために効果的な組織・運営体制を整備すること等 (第 16 条第 1 項)。連邦規範は、高等教育機関の学生・職員等が関係する GBV であって、同機関が所有若しくは管理する施設又はその他の場所で発生したものに対して適用される (同条第 2 項)。

(3) 高等教育機関の義務

高等教育機関は、連邦規範の遵守義務を負う (第 20 条)。第 17 条は、連邦規範により高等教育機関に課すことのできる要件を 17 項目 (第 2 項 a 号～q 号) 例示的に列挙している。具体的には、GBV の防止・対応を目的とした組織・運営体制の整備 (a 号)、GBV の防止・対応のための計画・方針・手順の作成及び実施 (b 号)、GBV に関する報告書の作成 (i 号)、計画・方針・手順・報告書の教育次官への提出 (j 号)、GBV に関する情報 (個人情報を除く。) の公表 (n 号) 等である。高等教育機関が連邦規範に定める要件に従わない場合、民事罰 (法人：1,000 ペナルティユニット¹² (PU)、法人以外：200PU) を科される可能性がある (第 20 条、第 37 条)。また、同機関は、教育規範法及び同法に基づき制定された規則の遵守に関する記録を 7 年間保管する義務 (第 21 条) や規則に定める情報を同次官に提供する義務を負う (第 22 条)。

⁸ Universities Accord (National Higher Education Code to Prevent and Respond to Gender-based Violence) Act 2025, No.34, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00034/asmade/text>>

⁹ 正式名は、「ジェンダーに基づく暴力の防止及び対応のための連邦高等教育規範」。連邦政府は、2025 年 2 月 6 日に規範案 <<https://www.education.gov.au/download/18959/proposed-national-higher-education-code-prevent-and-respond-gender-based-violence-2025/40568/document/pdf>> を発表した。同案は、2003 年高等教育支援法 <<https://www.legislation.gov.au/C2004A01234/latest/text>> 第 16-15 条表 A 及び第 16-20 条表 B の大学等には、2026 年 1 月 1 日に、2011 年第 3 段階教育質・基準庁法 <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00073/latest/text>> に基づき登録された高等教育機関には、2027 年 1 月 1 日に施行される。“National Higher Education Code to Prevent and Respond to Gender-based Violence.” Department of Education website <<https://www.education.gov.au/highereducationGBVcode>>

¹⁰ legislative instrument. 法律の委任に基づいて国会以外の機関が私人の権利義務の内容に関して定めること、又はこのようにして制定された法規範をいう。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第 6 版』有斐閣, 2025, p.35.

¹¹ Senate, “Explanatory Memorandum,” 2025, p.23. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/s1459_emms_d4a841bf-2c4a-4662-8fcb-b3dedfdd284b/upload_pdf/EM_JC016342.pdf;fileType=application%2Fpdf>

¹² 1PU は、330 豪ドル (2025 年 10 月 9 日現在)。1 豪ドルは、96.2 円 (令和 7 年 10 月分報告省令レート)。